

VI 情報支援・緊急対応

1 意思疎通支援事業

(ア)手話通訳者設置事業

市役所に来庁する聴覚障害者の方に対し、手話通訳者が市職員との間に入って円滑なコミュニケーションを図ります。

テレビ電話を利用して、尾西庁舎、木曽川庁舎、市保健所、中保健センター、西保健センター、北保健センターの各窓口と手話通訳者を結び手話通訳サービスを行っています。

◆設置場所・開設日時

○本庁舎2階 障害福祉課内 電話28－9017(直通)、FAX73－9124

開設日:月～金曜日(祝休日・12月29日～1月3日を除く)

開設時間:午前10時～午後3時(正午～午後1時まで休み)

(イ)手話通訳者派遣事業、要約筆記者派遣事業

意思の疎通を図ることに支障がある障害者等に手話通訳者等を派遣(要約筆記を含む)、障害者等とその他の者の意思の疎通の仲介をします。

◆対象者 市内に在住の聴覚障害者等

◆対象

公的機関、金融機関等への相談・手続き、医療機関における診察・検診、公共職業安定所等の職業斡旋・就職活動、小中学校等行事への参加など教育に関すること、自治会等公的な会合への参加、冠婚葬祭等の日常生活および社会生活上必要な用務(ただし、主催者がある事業に参加するなど認められない場合があります。)

◆派遣範囲 原則、愛知県全域および岐阜県の一部(岐阜市、各務原市、笠松町、岐南町)

◆利用料 無料

◆問合せ先

本庁舎2階25番窓口(障害福祉課手帳・手当グループ)

電話28－9017(直通)・FAX73－9124

2 緊急連絡通報システム事業

病気や緊急時に、市が委託した業者の受付センターに通報できる機器を貸与して、障害者等の安否の確認と緊急時の迅速な対応をします。

◆対象者 外出困難な重度身体障害者

◆内容

- ・電話回線を保有していない方で、所得税非課税世帯の方には電話回線および緊急通報装置を貸与
- ・電話回線を保有している方には緊急通報装置を貸与

◆負担

設置工事費は原則無料(工事によっては実費負担)
電話料金は本人負担

◆申請に必要なもの

- ・身体障害者手帳
- ・窓口で手続きをされる方の本人確認のできる書類

◆申請場所・問合せ先

本庁舎2階25番窓口(障害福祉課手帳・手当グループ)
電話28-9017(直通)・FAX73-9124

3 Net119緊急通報システム

聴覚・言語機能に障害があり、音声による119番通報が困難な方が、スマートフォン等のインターネット(Web)を利用し、音声を用いることなく119番通報ができるシステムです。

◆利用対象者

原則として市内に在住する聴覚・言語機能障害者(身体障害者手帳が交付されている方のほか、音声電話による緊急通報が困難であると消防本部が認めた方)

◆登録方法

利用には、事前に登録が必要です。

ご使用中の携帯通信端末で二次元コードを読み取り、空メールを送信してください。



二次元コードが読み取れない場合、次のアドレス宛に、空メールを送ってください。

「r.ichinomiya@net119.speecan.jp」

※申請書に必要事項を入力し提出することも可能です。申請書は、一宮市公式ウェブサイトからダウンロードできます。また、消防本部通信指令課または障害福祉課でも配布しています。

◆問合せ先

消防本部通信指令課 電話72-1191(直通)・FAX71-1192

4 ファクス119

ファクスを用いた緊急通報ができます。

通報は局番なしの『119番』です。

「火事」か「救急車」か

住所・氏名・年齢・症状(何が燃えているか)等を記載し送信してください。

※送信用紙は、一宮市公式ウェブサイトからダウンロードできます。

◆問合せ先

消防本部通信指令課 電話72-1191(直通)・FAX71-1192

5 声の広報「ふれあい」の発行

視覚障害者の方に市広報等の内容をテープまたは CD-R に吹き込み、自宅まで送付します。

◆対象

市内在住の視覚障害1・2級の手帳所持者で希望する方

◆申込方法

身体障害者手帳を持参のうえ来所されるか、電話連絡後、手帳のコピーを送付してください。

◆問合せ先

社会福祉協議会本部(地域福祉グループ)

電話85-7024(直通)